

久喜市クーリングシェルター登録協定書

久喜市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての登録及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の対象となるクーリングシェルター）

第3条 本協定の対象となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）名称

〇〇〇〇〇

（2）住所

久喜市〇〇〇〇〇

（実施期間）

第4条 クーリングシェルターの実施期間は、毎年度環境省が行う、熱中症警戒情報の運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）とする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

（開放日等）

第5条 対象施設を開放することができる日及び時間は次のとおりとする。なお、熱中症特別警戒情報発令時は、乙はその日時において必ず対象施設を開放するものとする。

（1）開放する曜日

〇曜日から〇曜日まで

（2）開放する時間帯

午前〇時から午後〇時まで

（受け入れ可能人数）

第6条 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は次のとおりとする。

〇人

(管理及び運用)

第7条 乙は、次の事項のとおり対象施設を管理及び運用する。

- (1) 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。
- (2) 受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保する。併せて休憩できる椅子やソファ等を配置する。
- (3) 指定暑熱避難施設であることがわかるよう掲示を行う。
- (4) 避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。
- (5) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。
- (6) 市のホームページ等による指定暑熱避難施設の公表に協力する。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和6年10月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、本協定は引き続き同一の条件で翌年度も更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定について定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が**記名押印**のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

締結式を行う場合は
署名

埼玉県久喜市下早見85番地の3
甲 久喜市 ⑩
久喜市長 ○○ ○○

住所
乙 名 称 ⑩
代表者氏名